

広島県告示第五百二十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十八年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

医療法人社団中川会 吳中通病院	名 称	吳市中通一丁目三番八号	所在地	平成三十一年八月三十一日	効力を有する期限	更新	備考
--------------------	-----	-------------	-----	--------------	----------	----	----